

岩倉市多世代交流センターの団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市多世代交流センターの管理及び運営に関する規則（平成23年岩倉市規則第9号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、岩倉市多世代交流センター（以下「センター」という。）の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 規則第5条第1項に規定する登録することができる団体の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 10人以上で構成される団体であること。
- (2) 代表者及び会計担当者を定める等団体としての組織形態を有すること。
- (3) 事業計画を有するとともに、講師が主体となって教える教室ではなく、会員が自主的な学習活動を計画的に行う団体であること。
- (4) 特定の政党及び宗教に関与しない団体並びに営利を目的としない団体であること。

(登録期間)

第3条 規則第5条第3項の岩倉市多世代交流センター利用団体登録証（以下「登録証」という。）の有効期限は、当該登録証を交付した日から当該交付した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(登録内容の変更)

第4条 登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録証に記載された事項に変更があった場合は、速やかに、当該変更があった内容を市長に届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めたときは、この限りでない。

(登録の抹消等)

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の内容により登録を受けたとき。
- (2) 登録団体としての要件に該当しなくなったとき。
- (3) センターの管理及び運営に支障があると市長が認めたとき。

2 登録団体は、前項の規定により登録を抹消されたときは、登録証を返

還しなければならない。

(活動状況の報告)

第6条 市長は、登録団体としての要件を満たしていることを確認するために必要な限度において、登録団体に対して活動状況の報告を求めることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。